

岩手県告示第 264 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護予防又は介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ケアサービスひまわり	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神 155 番地 2	有限会社ケアサービスひまわり ヘルパーステーションひまわり	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神 155 番地 2	平成 19 年 3 月 1 日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人今がー一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神 155 番地 2	デイサービス今がー一番館	岩手郡滝沢村滝沢字妻の神 157 番地 3	平成 19 年 3 月 1 日

3 介護予防支援計画の作成

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人謙和会	盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号	イーハトーブ地域包括支援センター	盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号	平成 18 年 4 月 1 日